

都立学校長 殿

指導部指導企画課長
栗原 健
(公印省略)
指導部高等学校教育指導課長
堀川 勝史
(公印省略)
指導部特別支援教育指導課長
島 添 聡
(公印省略)
指導部義務教育指導課長
市川 茂
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症対策を施した令和4年度卒業式及び
令和5年度入学式等の実施について（通知）

このことについて、令和4年12月19日付4教指企第1388号に基づき、感染防止の対策を講じた卒業式及び入学式について適切な実施の対応をお願いしているところですが、文部科学省初等中等教育局長から別添、令和5年2月10日付4文科初第2153号「卒業式におけるマスクの取扱いに関する基本的な考え方について（通知）」にて、卒業式におけるマスクの取扱いに関する基本的な方針が示されました。

つきましては、令和4年度卒業式におけるマスクの取扱いについて、下記のとおり変更します。各学校においては、適切に対応するようお願いいたします。

なお、令和5年度入学式の取扱い及び4月1日以降の新学期における教育活動については、文部科学省の方針を踏まえ、別途通知します。

記

1 変更点

令和4年12月19日付4教指企第1388号の「2 感染防止対策（1）、（4）、（5）」について、次のとおり変更する。また、「2 感染防止対策（5）、（6）」を追加する。

（変更）

| 変更後 | 変更前 |
|---|--|
| 2 感染防止対策 (1) 入場者の検温や手指消毒を実施するとともに、マスクの着用については、次のとおりとする。 ア 児童・生徒及び教職員については、入退場、式辞・祝辞等、卒業証書授与、送 | 2 感染防止対策 (1) 入場者の検温や手指消毒を実施するとともに、マスク着用を徹底する。 |

| | |
|---|--|
| <p>辞・答辞の場面など、式典全体を通じてマスクを外すことを基本とする。</p> <p>イ 来賓や保護者等はマスクを着用する。</p> | |
| <p>削除</p> | <p>(4) 式辞等は演台にアクリル板を設置するなど、飛沫拡散の防止策を講じた上で行う。</p> |
| <p>(4) 壇上で行う卒業証書授与、校長式辞、都教育委員会・P T A・来賓挨拶等は、周囲の者と十分な身体的距離が確保できることから、マスクを外して差し支えない。</p> <p>なお、壇上で行わず、十分な距離が確保されない場合においては、アクリル板を設置することにより、マスクを外すことを可能とする。</p> | <p>(5) 卒業証書授与、校長式辞、都教育委員会・P T A・来賓挨拶、送辞、答辞等は、マスクを着用したまま行うことを原則とする。</p> <p>なお、アクリル板を設置しており、十分な距離が確保されている場合においては、式辞、挨拶、送辞、答辞等に際し、マスクを外すことを可能とする。</p> |

(新規)

| |
|--|
| <p>(5) 地域や学校の感染状況等に鑑み、校長が感染のリスクが高いと判断する場合は、全ての参列者にマスク着用を求められることができる。</p> <p>(6) 基礎疾患があるなど様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望する児童・生徒がいることなどから、学校や教職員がマスクの着脱を強いることのないようにする。また、児童・生徒の間でもマスクの着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導を行う。</p> |
|--|

【担当】

指導部指導企画課（安全教育担当） 電話 03（5320）6836
指導部高等学校教育指導課 電話 03（5320）6845
指導部特別支援教育指導課 電話 03（5320）6847
指導部義務教育指導課 電話 03（5320）6841